

(2) 職員の初任給の状況 (20年4月1日現在)

区 分	広 野 町	
一 般 行 政 職	大 学 卒	174,300 円
	高 校 卒	141,900 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (20年4月1日現在)

区 分	10年以上～15年未満	15年以上～20年未満	20年以上～25年未満	
一 般 行 政 職	大 学 卒	286,000 円	329,600 円	348,400 円
	高 校 卒	204,600 円	281,700 円	— 円

C 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (20年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事：上司の命を受け、事務に従事する	8人	13.6%
2級	主査：上司の命を受け、課、グループ及び室の事務を処理する	6人	10.2%
3級	主任主査：上司の命を受け、課、グループ及び室の事務に関する企画及び調整に参画する	19人	32.2%
4級	グループサブリーダー：グループリーダーを補佐しグループの事務を整理する	16人	27.1%
5級	グループリーダー：上司の命を受け、グループの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する	8人	13.6%
6級	参事、課長：上司の命を受け、課及びグループの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する	2人	3.4%

(注) 給与実態調査の定義に基づき、税務職、保育士、児童厚生員、保健師等を除く

(2) 昇給期間短縮の状況

区 分	全職種	
19年度	職員数 A	81人
	普通昇給期間(12～24月)を短縮して昇給した職員数 B	0人
	比率 B/A	0.0%
18年度	職員数 A	81人
	普通昇給期間(12～24月)を短縮して昇給した職員数 B	0人
	比率 B/A	0.0%

D 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

広 野 町	
1人当たり平均支給額 (19年度)	1,598 千円
(19年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.95 月分	1.50 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(2) 退職手当 (20年4月1日現在)

広 野 町		
勤 続 期 間	支 給 率	
	自己都合	勧奨・定年
勤 続 2 0 年	2 1. 0 月分	2 7. 3 月分
勤 続 2 5 年	3 3. 7 5 月分	4 2. 1 2 月分
勤 続 3 5 年	4 7. 5 月分	5 9. 2 8 月分
最 高 限 度 額	5 9. 2 8 月分	5 9. 2 8 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20% 加算)	
1人当たり平均支給額	22,251 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当 (20年4月1日現在)

支給実績 (19年度決算)	173 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)	11,567 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (19年度)	18.5 %		
手当の種類 (手当数)	6 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	申告や徴収事務に従事したとき	日額 500 円
伝染病防疫作業職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	伝染病防疫作業に従事したとき	日額 1,000 円
公共用地等の取得のための用地交渉の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	用地交渉に従事したとき	日額 500 円
下水道工事等立会職員のための特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	下水道工事の立会に従事したとき	日額 500 円
狂犬病予防注射及び野犬狩に従事した職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	狂犬病予防注射及び野犬狩に従事したとき	日額 500 円
社会福祉職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	精神衛生及び死体処理業務に従事したとき	日額 1,000 円

(4) 時間外勤務手当

支給実績 (19年度決算)	6,307 千円
職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)	78 千円
支給実績 (18年度決算)	9,162 千円
職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)	113 千円

(5) その他の手当 (20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)
扶 養 当 手	・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族のうち1人につき 6,500 円 (ただし、配偶者のない職員の扶養親族のうち、1人は 11,000 円) ・扶養親族のうち、16 歳年度初めから 22 歳年度末までの子1人につき 5,000 円加算	同		11,181 千円	248,467 円
住 居 当 手	・借家・借間 月額 9,500 円を超える家賃を支払っている職員に対し最高で 27,000 円 ・自宅 2,500 円 (新築・購入から 5 年間は 3,500 円)	異	県と同	2,559 千円	82,566 円
通 勤 当 手	・交通機関等利用者 (電車など) 51,000 円まで全額 51,000 円を超えた場合、その超えた額の 2 分の 1 を 51,000 円に加えた額 ・交通用具利用者 (自家用車など) 片道 2km 以上の通勤距離に応じて 2,200 円～ 43,900 円	異	支給額	2,149 千円	51,174 円
管 理 職 手 当	・管理又は監督の地位にある職員のうち、特殊性に基づき、給料月額に適正な調整額を支給 (給料月額の 5%、8%)	異	手当率	8,564 千円	317,184 円

広野町人事行政の運営等の状況

広野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年広野町条例第 13 号）に基づき、職員の任用や給与等の状況をはじめ人事行政全般について公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 平成 19 年度新規採用の状況

	男	女	合計
一般行政職	1人	1人	2人
事務職	1人	0人	1人
資格職	0人	1人	1人

※資格職とは、保育士、幼稚園教諭、保健師等をいいます。

(2) 平成 19 年度退職者の状況（平成 20 年 3 月 31 日現在）

区 分	定年退職	勸奨退職	そ の 他					合計
			普通退職	分限退職	懲戒退職	失 職	死亡退職	
一般行政職	2人	2人						4人
技能労務職	1人							1人
合 計	3人	2人						5人

(3) 部門別職員数の状況（平成 20 年 4 月 1 日現在） ※教育長を含む

部 門	区 分	職 員 数 (人)				対前年増減数 (人)			
		平 17	平 18	平 19	平 20	平 17	平 18	平 19	平 20
一 般 行 政 (福祉関係を除く)	議 会	2	2	2	2	0	0	0	0
	総 務	23	22	22	22	1	▲1	0	0
	税 務	6	6	6	6	0	0	0	0
	労 働	0	0	0	0	0	0	0	0
	農 水	5	5	5	5	▲2	0	0	0
	商 工	1	1	1	1	0	0	0	0
	土 木	6	6	6	6	0	0	0	0
	小 計	43	42	42	42	▲1	▲1	0	0
福 祉 関 係	民 生	16	16	15	15	0	0	▲1	0
	衛 生	4	4	4	4	0	0	0	0
	小 計	20	20	19	19	0	0	▲1	0
一 般 行 政 計		63	62	61	61	▲1	▲1	▲1	0
特 別 行 政	教 育	14	14	15	14	0	0	1	▲1
	警 察	0	0	0	0	0	0	0	0
	消 防	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	14	14	15	14	0	0	1	▲1
公 営 企 業 等	病 院	0	0	0	0	0	0	0	0
	水 道	0	0	0	0	0	0	0	0
	交 通	0	0	0	0	0	0	0	0
	下 水 道	2	2	2	2	▲1	0	0	0
	そ の 他	4	4	4	5	0	0	0	1
	小 計	6	6	6	7	▲1	0	0	1
総 合 計		83	82	82	82	▲2	▲1	0	0

2 職員の給与の状況 広野町の給与・定員管理等について

A 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 17年度の 人件費率
19年度	5,549人	3,778,587千円	166,042千円	682,399千円	18.1%	15.1%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	(内) 期末・勤勉手当	計 B	
19年度	75人	282,175千円	155,286千円	118,290千円	437,462千円	5,833千円

(注) 1. 職員手当には退職手当を含まない。 2. 職員数は、19年4月1日現在の人数である。

B 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（20年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額
広 野 町	42.5 歳	330,000 円

②技能労務職（用務員）

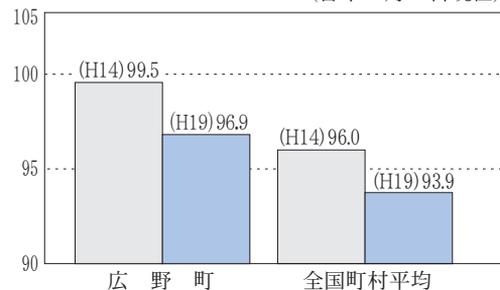
区 分	平均年齢	平均給料月額
広 野 町	56.0 歳	287,700 円

(注) 「平均給料月額」とは、20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

(3) 特記事項 特になし。

(4) ラスパイレス指数の状況

(各年4月1日現在)



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。